

令和2年度 市民税・府民税の申告の手引き

※申告期限は、令和2年3月16日まで

令和2年度分の申告は、令和2年1月1日現在、四條畷市内に住所がある人が対象です。

◎ 申告の必要な人

- 令和元年中(平成31年1月1日から令和元年12月31日まで)に所得があった人
※所得のあった人でも、次の「申告の不要な人」に該当する場合は、申告は不要です。
- 令和元年中の所得のなかった人で、所得の確認(税金や所得などに関する証明)が必要な人
- 令和元年中の所得のなかった人で、国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険の加入者や、就学援助等の受給対象者など所得の確認が必要な人

◎ 申告の不要な人

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出する人
- 令和元年中は給与収入のみで、勤務先から市役所に年末調整済みの給与支払報告書(源泉徴収票)が提出されている人
※雑損控除・医療費控除・寄付金税額控除などを受ける場合や、令和元年中に中途退職し、年末調整が済んでいない場合は、申告が必要です。
- 公的年金等収入のみの人
※社会保険料控除、医療費控除、配偶者特別控除などを受ける場合や、源泉徴収票の内容に扶養や障害者控除などの項目を追加する場合は、申告が必要です。

※上記以外でも、申告の不要な場合があります。

◎ 申告に必要なもの (次のうち、2～4は該当の人のみ必要)

- 1 市民税・府民税申告書
- 2 源泉徴収票、給与明細書、収支内訳書など令和元年中の1年間の収入がわかるもの
- 3 生命保険料、地震保険料や国民年金保険料の控除証明書、その他社会保険料の領収書や医療費控除の明細書(セルフメディケーション税制の明細書)など控除内容がわかるもの
- 4 障害者手帳など障害の等級がわかるもの
- 5 印鑑
- 6 個人番号確認書類と本人確認書類

例:①マイナンバーカード(表面と裏面で確認)
②通知カード+運転免許証、健康保険の被保険者証等

※国外居住親族の扶養控除適用を受ける場合の手続きについては、税務課まで問い合わせてください。

- 申告書へのマイナンバーの記載等について
申告書の提出には、マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示が必要です。
(※代理人が提出する場合、上記の書類に加え、委任状と代理人の本人確認書類が必要)
扶養親族欄等にもマイナンバーの記載が必要ですので、記入してください。

※申告書は郵送でも提出できます。

必要事項を記入、押印のうえ、「◎申告に必要なもの」を添付し、税務課まで郵送してください。
なお、申告受付書の返送を希望する場合は、返信用封筒(切手を貼り、住所・氏名を記載したもの)を同封してください。

◎ 申告するにあたって

- 令和元年中に収入のあった人
裏面を参照し、各欄へ記入してください。分離課税に係る所得(山林所得、退職所得等)のある人は、「分離課税等用の申告書」も必要ですので、税務課まで連絡してください。
- 令和元年中に収入のなかった人
申告書表面の上部へ住所・電話番号・フリガナ・氏名・個人番号・生年月日・世帯主の氏名・続柄のみを記入し、押印してください。

申告書への記入事項

1 収入金額等(ア～サ)

※平成31年1月1日から令和元年12月31日の収入金額等

- …それぞれの収入金額を記入してください。
- なお、ケ～サについては、裏面「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」を参照してください。

2 所得金額(①～⑨)

※平成31年1月1日から令和元年12月31日の所得金額

- …それぞれの収入金額から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。
- 裏面の各事項についても記入してください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項(⑩～㉓)

- (及び 裏面14・15 に関する事項)
- …それぞれの控除の内訳について、金額や氏名などを記入してください。

記載例

令和2年度分 市民税 申告書

住所：四條畷市中野本町1番1号
業種又は職業：会社員
氏名：木野 太郎
生年月日：50.7.3
配偶者氏名：木野 花子
扶養控除対象の扶養親族：木野 正行

所得の種類	所得の内容	必要経費等
①営業等	卸売業、製造業、小売業、飲食業、建設業、サービス業、漁業や自由職業(医師、弁護士、外交員、大工等)の営業から生ずる所得	その収入を得るために支出した費用(生活費、所得税、住民税等は含まない)、専従者給与(控除)額、青色申告特別控除額
②農業	農業から生ずる所得	
③不動産	土地や建物の貸付から生ずる所得	
④利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などに係る所得(源泉分離課税の対象となるものは申告不要)	なし
⑤配当	株式等を取得するための負債の利子	株式等を取得するための負債の利子
⑥給与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費などの所得(申告書の「収入金額等」の欄には給与の収入金額を記入)	給与所得の計算表(右記)による
⑦雑	公的年金等 その他	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの所得 原稿料や印税、講演料、生命保険契約による年金などに係る所得
⑧総合譲渡・一時	総合譲渡 一時	機械やゴルフ会員権などの資産を譲渡したことによる所得(申告書裏面で計算) 生命保険等の一時金、懸賞品、競馬・競輪等の払戻金などに係る所得(申告書裏面で計算)

収入金額(円)	所得額(円)
0 ~ 1,618,999	給与収入金額 - 650,000
1,619,000 ~ 1,619,999	969,000
1,620,000 ~ 1,621,999	970,000
1,622,000 ~ 1,623,999	972,000
1,624,000 ~ 1,627,999	974,000
1,628,000 ~ 1,799,999	① × 60%
1,800,000 ~ 3,599,999	① × 70% - 180,000
3,600,000 ~ 6,599,999	① × 80% - 540,000
6,600,000 ~ 9,999,999	給与収入金額 × 90% - 1,200,000
10,000,000 ~	給与収入金額 - 2,200,000

① = 収入金額 ÷ 4 (1,000円未満切捨て) × 4

(例) 給与収入金額が1,950,000円の場合
1,950,000 ÷ 4 = 487,500
→487,000 (1,000円未満切捨て)
487,000 × 4 = 1,948,000…① …所得額 1,183,600円

所得の種類	所得の内容	必要経費等
⑩社会保険料※1	国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合	前年中に支払った社会保険料の合計額 <領収書、明細書>
⑪小規模企業・共済等掛金※2	小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定される企業型・個人型年金加入者掛金を支払った場合	前年中に支払った掛金の合計額 <領収書、明細書>
⑫生命保険料※2	一般生命保険料や個人年金保険料、介護保険料を支払った場合	<控除証明書> ①新契約の場合(平成24年1月1日以降に締結したもの) ②旧契約の場合(平成23年12月31日以前に締結したもの)
⑬地震保険料※2	地震保険料や(旧)長期損害保険料を支払った場合	<控除証明書>
⑭寡婦(寡夫)	一般の寡婦(寡夫) … 26万円 特別の寡婦 … 30万円	
⑮勤労学生	勤労学生で合計所得金額が65万円以下、かつその所得のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下の人	… 26万円 <学生証など>
⑯障害者	あなた又は控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者がある場合(障害者とは、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を受けている人など身体や精神に障害のある人)	一般 … 26万円 特別障害者 … 30万円 同居特別障害者 … 53万円 <身体障害者手帳など>

◎ 所得の種類

所得の種類	所得の内容	必要経費等
①営業等	卸売業、製造業、小売業、飲食業、建設業、サービス業、漁業や自由職業(医師、弁護士、外交員、大工等)の営業から生ずる所得	その収入を得るために支出した費用(生活費、所得税、住民税等は含まない)、専従者給与(控除)額、青色申告特別控除額
②農業	農業から生ずる所得	
③不動産	土地や建物の貸付から生ずる所得	
④利子	公社債や預貯金の利子、公社債投資信託の収益の分配金などに係る所得(源泉分離課税の対象となるものは申告不要)	なし
⑤配当	株式等を取得するための負債の利子	株式等を取得するための負債の利子
⑥給与	俸給、給料、賃金、賞与、歳費などの所得(申告書の「収入金額等」の欄には給与の収入金額を記入)	給与所得の計算表(右記)による
⑦雑	公的年金等 その他	国民年金、厚生年金、共済年金、恩給などの所得 原稿料や印税、講演料、生命保険契約による年金などに係る所得
⑧総合譲渡・一時	総合譲渡 一時	機械やゴルフ会員権などの資産を譲渡したことによる所得(申告書裏面で計算) 生命保険等の一時金、懸賞品、競馬・競輪等の払戻金などに係る所得(申告書裏面で計算)

◎ 給与所得の計算表

収入金額(円)	所得額(円)
0 ~ 1,618,999	給与収入金額 - 650,000
1,619,000 ~ 1,619,999	969,000
1,620,000 ~ 1,621,999	970,000
1,622,000 ~ 1,623,999	972,000
1,624,000 ~ 1,627,999	974,000
1,628,000 ~ 1,799,999	① × 60%
1,800,000 ~ 3,599,999	① × 70% - 180,000
3,600,000 ~ 6,599,999	① × 80% - 540,000
6,600,000 ~ 9,999,999	給与収入金額 × 90% - 1,200,000
10,000,000 ~	給与収入金額 - 2,200,000

◎ 公的年金等に係る雑所得の計算表

①65歳未満(昭和30年1月2日以降生まれ)

公的年金等の収入額⑧(円)	所得額(円)
0 ~ 1,300,000	⑧ - 700,000
1,300,001 ~ 4,100,000	⑧ × 75% - 375,000
4,100,001 ~ 7,700,000	⑧ × 85% - 785,000
7,700,001 ~	⑧ × 95% - 1,555,000

②65歳以上(昭和30年1月1日以前生まれ)

公的年金等の収入額⑧(円)	所得額(円)
0 ~ 3,300,000	⑧ - 1,200,000
3,300,001 ~ 4,100,000	⑧ × 75% - 375,000
4,100,001 ~ 7,700,000	⑧ × 85% - 785,000
7,700,001 ~	⑧ × 95% - 1,555,000

◎ 所得控除の種類

控除の種類	内容
⑩社会保険料※1	国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払った場合 前年中に支払った社会保険料の合計額 <領収書、明細書>
⑪小規模企業・共済等掛金※2	小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に規定される企業型・個人型年金加入者掛金を支払った場合 前年中に支払った掛金の合計額 <領収書、明細書>
⑫生命保険料※2	一般生命保険料や個人年金保険料、介護保険料を支払った場合 <控除証明書> ①新契約の場合(平成24年1月1日以降に締結したもの) ②旧契約の場合(平成23年12月31日以前に締結したもの)
⑬地震保険料※2	地震保険料や(旧)長期損害保険料を支払った場合 <控除証明書>
⑭寡婦(寡夫)	次のいずれかに該当する場合 一般の寡婦(寡夫) … 26万円 特別の寡婦 … 30万円
⑮勤労学生	勤労学生で合計所得金額が65万円以下、かつその所得のうち、自己の勤労によらない所得が10万円以下の人 … 26万円 <学生証など>
⑯障害者	あなた又は控除対象配偶者や扶養親族のうちに障害者がある場合(障害者とは、身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳を受けている人など身体や精神に障害のある人) 一般 … 26万円 特別障害者 … 30万円 同居特別障害者 … 53万円 <身体障害者手帳など>

- ※1 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った場合
- ※2 あなたが支払った場合
- ※3 あなたや生計を一にする配偶者その他の親族で前年の総所得金額等が38万円以下の人が所有する資産の場合

控除の種類	内容	(< > は必要書類)			
⑰ 配偶者・ ⑱ 配偶者特別	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円未満で、配偶者の前年の所得が123万円以下の場合				
		納税義務者の合計所得金額			
		配偶者の合計所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	38万円以下	33万円	22万円	11万円	
	老人控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円	
	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	
	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	
	95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円	
	100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円	
	105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円	
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円		
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円		
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円		
	※配偶者の合計所得が123万円を越える場合は、控除を受けることはできません。				
⑲ 扶養	前年の合計所得金額が38万円以下の生計を一にする扶養親族を有する場合 (他の納税義務者の扶養親族とされる人、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び事業専従者を除く)	対象の扶養親族	控除額		
	一般	16歳以上(平成16年1月1日以前生まれ)	33万円		
	特定扶養	19歳以上23歳未満(平成9年1月2日から平成13年1月1日までの生まれ)	45万円		
	老人扶養	70歳以上(昭和25年1月1日以前生まれ)	38万円		
	同居老人扶養	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属であなたや配偶者との同居を常としている人	45万円		
⑳ 基礎	すべての納税義務者 …… 33万円				
㉑ 雑損 ※3	前年中に災害や盗難、横領により住宅や家財などに損害を受けた場合や、災害等に関連してやむをえない支出をした場合	差引損失額 - (総所得金額等 × 10%) 差引損失額のうち災害関連支出の金額 - 5万円	いずれか多い方の金額		
		※差引損失額 = 損害金額 - 保険金等で補填される金額	< 災害や盗難の証明書、災害に関連する支出の領収書 >		
㉒ 医療費 ※1	前年中に支払った医療費が一定額以上ある場合	(支払った医療費 - 保険金等で補填される金額) - (総所得金額等 × 5% または 10万円のいずれか少ない方の金額)			
		※保険金等で補填される金額 = 健康保険組合などから受ける出産育児一時金、高額療養費などの給付金や、生命保険入院給付金、損害賠償金など	< 医療費控除の明細書 >		
医療費控除の特例	前年中に特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において、その年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行った場合	(支払った特定一般用医薬品等購入費 - 保険金等で補填される金額) - 1万2千円	【限度額8万8千円】 <セルフメディケーション税制の明細書>		

◎ 寄付金税額控除

以下の控除対象となる寄付金を支払った人は、「15 寄付金に関する事項」へ記入してください。
(ただし、●総所得金額等の30%が限度 ●総務大臣不指定団体への寄附金は特例控除対象外)

- ① 都道府県、市町村又は特別区に対する寄付金
 - ア. 特例控除対象寄附金(総務大臣が指定した団体への寄附金) = 「特例控除対象」欄に記入
 - イ. 特例控除対象外寄附金 = 「特例控除対象外」(共同募金会等と同じ)欄に記入
- ② 住所地の共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄付金
- ③ 大阪府の条例で指定した特定非営利団体等に対する寄付金

※市・府民税の控除額 = I + II (ただし、IIについては、市・府民税所得割額の20%が限度です。)

- I 基本控除額 = { 寄付金(①+②+③) - 2,000円 } × 10%
- II 特例控除額 = { 寄付金(①) - 2,000円 } × { 90% - 所得税の限界税率(※4) × 1.021 }

※4 所得税の限界税率

課税される所得金額(円)	税率(%)	控除額
0 ~ 1,950,000	5%	—
1,950,001 ~ 3,300,000	10%	97,500円
3,300,001 ~ 6,950,000	20%	427,500円
6,950,001 ~ 9,000,000	23%	636,000円
9,000,001 ~ 18,000,000	33%	1,536,000円
18,000,001 ~ 40,000,000	40%	2,796,000円
40,000,001 ~	45%	4,796,000円

※山林所得に対する税率は異なります。

【市民税・府民税についての問い合わせ先】

しじょうなわてしやくしよ そうむぶ ぜいむか しみんぜいたんとう
四條畷市役所 総務部 税務課 市民税担当
TEL 072-877-2121(代) 内線386~390
TEL 0743-71-0330(代) 内線:386~390